

飯島老人いこいの家の廃止の中止または廃止までの期間延長について

令和7年11月25日受理

市有施設の維持管理には年間多くの費用を要することから、存続か廃止かの見直しは重要だと認識しております。存続か廃止の判断をするには、明確な理由づけがあって決定されていることと思いますが、市民には判断基準が伝わっていないため、廃止については、突然の公表と捉えられ、長年施設を利用している人たちからは困惑と不安の声が聞かれます。廃止の判断をいつされたのかは分かりませんが、利用者に対する事前の説明もなく、9月5日の報道で突然廃止を知らされ、飯島老人いこいの家の利用者への説明会があったのは11月6日でした。その内容は廃止をするという説明であり、利用者の思いを無視した説明会と感じるものでした。当然、利用者からは廃止反対の声が上がり収拾がつかない状態でした。

利用者からは、この先どうすればよいのかという声が多数あり、特に飯島老人いこいの家は、廃止予定の施設の中では利用者も多く、「存続をしてほしい」との強い要望が全利用者から寄せられています。

しかしながら、現施設は築50年と老朽化が進んでいることもあり、市の財政状況を考えれば大規模改修も難しいのではとの思いもあります。そうであれば、せめて指定管理の契約期間満了（令和10年3月末）まで廃止を延長してほしいという一部の利用者からの声もあり、同時に、設備の故障があっても多額の修繕費はかけなくてもよい、開館日数を現行の日数からお風呂の利用ができる火・木・土曜日の週3日にしてはどうか、また、100円、200円の利用料を取ってはどうかといった経費削減に関する話も出ています。

つきましては、本市のエイジフレンドリーシティの観点からも、飯島老人いこいの家について、現在の令和8年3月末での廃止を中止し施設の存続または令和10年3月末までの施設利用期間の延長について検討してくださるようお願いいたします。